



若手職員の声



土木技術職員 2年目
すわべ 道路河川課 諏訪部

私は、社会人ラグビーチームに所属し、平日の業務終了後や土日祝の休日はラグビーに時間を使っています。有給休暇も取得しやすい環境ですので、メリハリをつけて働くことができます。



事務職員 2年目
農林水産課 高柳

県外の大学に進学しましたが、就職を機に磐田に戻ってきました。理由は単純に慣れ親しんだ磐田が好きだからです。実際に磐田市役所で働いてみると、市民も職員も皆さん温かくとても仕事がしやすいと感じています。

そのほかの職員に聞いた入庁前との印象の違い

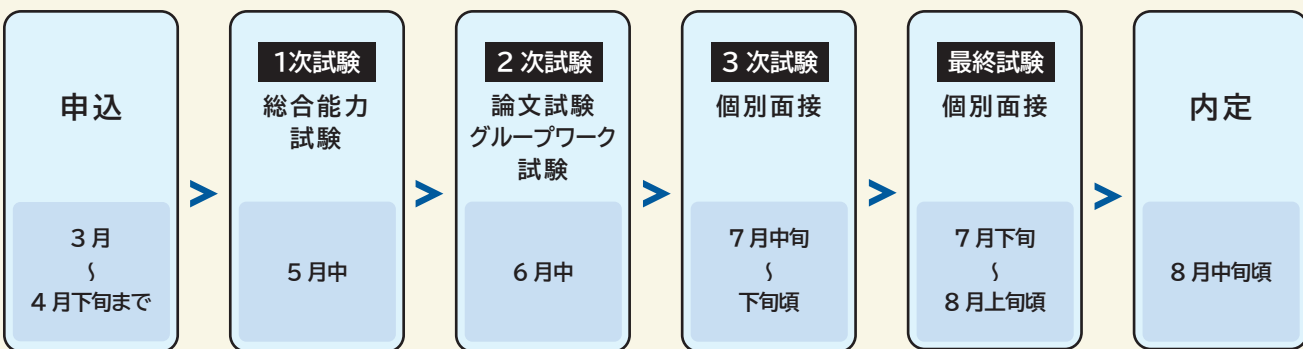
- デスクワークばかりではなく、外に出る仕事も多い
- 仕事の幅が広く、さまざまな仕事が経験できる
- 堅苦しいイメージだったが、明るく接しやすい職員が多い

磐田市の未来のため、一緒に働きませんか

令和7年4月1日採用の 市職員を募集

職員課
(本庁舎3階)
☎ 0538-37-4807
FAX 0538-37-4829

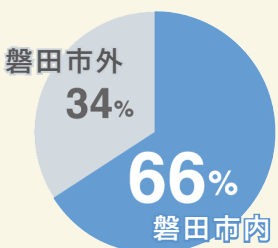
採用までの流れ（事務職員）



若手職員アンケート

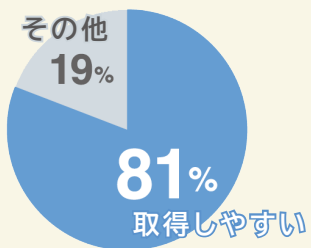
就活生が気になることを若手職員にアンケートしました

Q. 出身地はどちらですか？



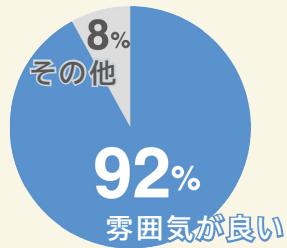
市内外出身者が活躍中！

Q. 休暇は取得しやすいと思いますか？



プライベートも充実！

Q. 職場の雰囲気は良いと思いますか？



働きやすい環境！

募集概要

《 新卒の方や既卒の方、経験者の方も応募可能です！ 》

採用職種	受験資格		採用予定人員
	年齢要件 ※令和6年4月1日時点	職種別要件	
①土木技術職員A	25歳未満の方（大学院卒の場合は27歳未満の方）	土木の科目を専攻し、大学を卒業した方、または令和7年3月末日までに卒業見込みの方	5人程度
②土木技術職員B	25歳以上45歳未満の方で、民間企業などでの職務経験が3年以上ある方 ※詳しくは試験案内参照	土木の科目を専攻し、大学、高等専門学校、短期大学もしくは高等学校を卒業した方、または令和7年3月末日までに卒業見込みの方	
③事務職員A	25歳未満の方（大学院卒の場合は27歳未満の方）	大学、短期大学もしくは高等学校を卒業した方、または令和7年3月末日までに卒業見込みの方（同等の資格があると認められる方を含む）	25人程度
④事務職員B	25歳以上40歳未満の方で、民間企業などでの職務経験が3年以上ある方 ※詳しくは試験案内参照		
⑤事務職員C	45歳未満の方で、行政での経験が5年以上ある方 ※詳しくは試験案内参照		
⑥保育士・幼稚園教諭	45歳未満の方	次の要件のすべてに該当する方 ・保育士資格を有する方、または令和7年3月末日までに当該資格を取得見込みの方 ・幼稚園教諭免許を有する方、または令和7年3月末日までに当該免許を取得見込みの方	5人程度
⑦保健師	45歳未満の方	保健師免許を有する方、または令和7年3月末日までに当該免許を取得見込みの方	3人程度
⑧土木技術職員C	21歳未満の方（高等専門学校卒または短期大学卒の場合は23歳未満の方）	土木の科目を専攻し、高等専門学校、短期大学もしくは高等学校を卒業した方、または令和7年3月末日までに卒業見込みの方	若干名

▶ 第1次試験日／①～⑦：5月中のいずれか1日、⑧：7月上旬～中旬

▶ 第1次試験の方法／総合能力試験（⑧は面接試験、学力試験も実施）

▶ 試験案内などの取得方法／市ホームページからダウンロード

▶ 申込／①～⑦：3月1日(金)～4月21日(日)、⑧：5月1日(水)～6月23日(日)に電子申請で職員課へ ※エントリーシート（市ホームページからダウンロード可）は、自筆で記入の上、電子申請時にデータをアップロードしてください。原本は、試験時に提出していただきますので、それまでは大切に保管してください。身体の障がいなどにより試験会場や受験時において配慮を必要とする方は、電子申請時に入力してください。また、障害者手帳などの交付を受けている方は、交付番号などの必要事項を併せて入力してください

▶ その他／最終試験までの内容や提出書類など、詳しくは市ホームページの試験案内をご確認ください

オンライン説明会 開催します

2月21日(水)・3月8日(金)

①午前10時～11時

②午後3時～4時

詳しくは市ホームページをご覧ください



▲ホームページ



ページ番号

1012656

新たな地域クラブ活動を共創
SPO☆CUL IWATA

放課後活動課
(西庁舎3階)

☎0538-37-4828

FAX0538-36-1517

中学校の部活動改革が令和6年度から始まります

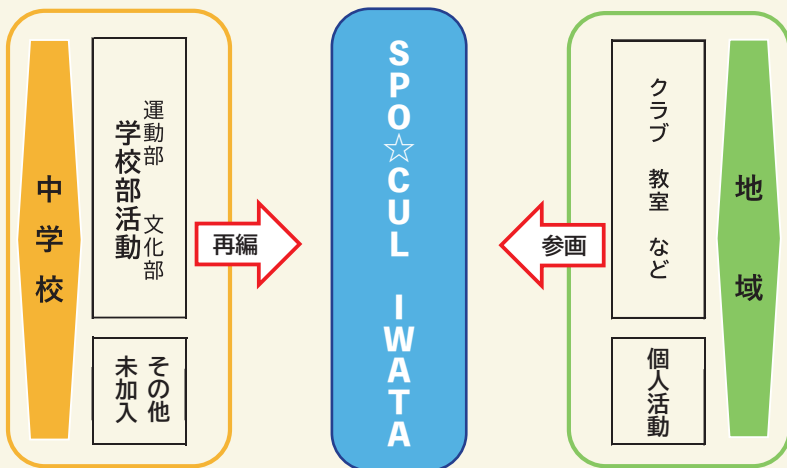
SPO☆CUL IWATAとは

子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保し、学校の枠を超えて仲間とともに親しみ、楽しみ、挑戦できる新たな地域クラブ活動です。

自分の興味、関心に応じた活動に参加できるように、既存の学校部活動を地域連携しながら再編し、地域におけるスポーツ、文化などの活動団体や個人活動者の参画を得て、新たな地域クラブ化を目指していきます。

市は、中学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、グランドデザイン（基本概要）やロードマップ（事業推進計画）を策定し、今後のスケジュールや具体的な運用などを決定、公表してきました。

※グランドデザイン、ロードマップは市ホームページからご覧いただけます



▲グランドデザインの体系図

「SPO☆CUL IWATA」の主な特徴

全ての中学生が自分のやりたい、行きたい活動に参加できる環境を提供します

活動日	当面は休日のみの活動です。 活動日、時間はクラブによって異なります。
指導者	地域の指導経験や競技経験のある者が指導します。 (スポーツ、文化団体、部活動指導員、外部指導者、指導を希望する教員など)
対象	市立中学校に在籍する全ての中学生（1～3年）を対象とします。 原則3年生の7月までの活動ですが、希望する生徒は中学卒業まで活動可能です。
費用	参加費（月2,000円（予定））がかかります。 また、クラブごとに活動費がかかる場合があります。
活動場所	小中学校施設、市公共施設、クラブ所有の施設を利用します。 活動場所までは自転車や送迎など、各自で移動します。
参加方法	4月に各中学校や市教育委員会ホームページで募集をします。 中学校区に関わらず自分のやりたい種目を選択することができます。
大会参加	全国的な学校部活動の地域移行により見直される各大会の参加規定に対応し、これまで通り生徒が大会に参加できるようにしていきます。
安全対策	地域移行により学校管理外の活動となるため、活動中のケガなどに備え、スポーツ安全保険に加入します。

令和6年度スタート、令和8年度完全実施予定

現在の動き

学校部活動の再編に向けて
各中学校の部活動の状況・種目特性
に応じた合同部活動の検討や、部活動
指導員・外部指導者の増員を進め、ク
ラブ化を推進していきます。


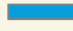
地域クラブ参画に向けて

地域で活動する団体に対して説明会
を実施するなどして、参画する団体を
募集し、子どもたちの選択肢を増やし
ていきます。

今後の移行スケジュール

項目/年	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
地域連携強化型部活動		→							
学校部活動の休日の地域移行				→					
新たな地域クラブ創設期間		→							

	令和6年度 夏季大会	令和7年度 夏季大会	令和8年度 夏季大会	令和9年度 夏季大会
R6入学生 (現小6)	→			
R7入学生 (現小5)		→	→	→
R8入学生 (現小4)			→	→
R9入学生 (現小3)				→

- 
 今まで通り学校で部活動を実施。
休日にSPO☆CULを一部の種目で開設。希望する生徒は参加可能。
- 
 平日は学校部活動。休日は学校部活動なし。
休日はSPO☆CULを開設。希望する生徒は活動を選択して参加。

令和8年度以降について

令和7年度までは「地域連携強化型
部活動」として、これまで同様、学校
で部活動を行いながら再編を進めます。
また、休日に一部の種目でSPO☆CUL
を実施し、希望する生徒が参加しま
す。令和8年度からは休日は学校で部
活動を実施せず、SPO☆CULに移行
する予定です。
※今後の状況を考慮しながら、平日の
学校部活動も段階的にSPO☆CUL
に移行していく予定です

自身の経験を生かし、地域指導者として生徒に指導してみませんか？

城山中学校 男子バレー部
部活動指導員

神谷 知里さん



自分の指導で生徒の技術が向
上していく様子を間近で見ること
ができるので、非常にやりがい
を感じています。



城山中学校 男子バレー部員の声
神谷さんの指導は的確なので、
自分の得意な部分や苦手な部分
が理解しやすく、成長している
のを実感できています。

磐田第一中学校 柔道部
部活動指導員

梶林 行雄さん



平日、休日ともに指導をして
います。約60年の柔道経験を生
かして、生徒それぞれに合わせ
た指導を心掛けています。



指導者バンクへの登録を募集
スポーツや文化活動の指導者を
募集します。指導者バンクに登録
していただいた方は、中学校部活
動、地域クラブ活動
の指導者として派遣
します。





3月1日～8日は

女性の健康週間です

健康増進課
(iプラザ3階)

☎ 0538-37-2011
FAX 0538-35-4586

子宮頸がんの予防と早期発見のためにできること

磐田市 子宮頸がんの予防と早期発見のために 私たちが今できる2つのこと

3月1日～8日は 女性の健康週間

～HPVワクチンと子宮頸がん検診～

平成9年度～平成18年度生まれで HPVワクチン接種がまだお済みでない女性へ 「**キャッチアップ接種**」をご提供しています

公費による無料接種は **2024年度末 (2025年3月末) まで**

接種は合計3回で、完了するまでに約6か月間かかるため、接種を希望する方は、お早めの接種をご検討ください。

小学校6年～高校1年相当の女性※へ HPVワクチンの定期接種を公費(無料)で行っています ※平成19年度生まれの方は、通常の接種対象(小6～高校1年生相当)の年齢を超えても、令和7年3月末まで接種できます。

20歳以上の女性へ HPVワクチンを受けていなくても 定期的に子宮頸がん検診を受けてください 年度末偶数年齢の方には、公費による補助があるため、自己負担1,300円(76歳以上 500円)で受けられます。

監修：静岡社会健康医学大学院大学 清田友里

女性の健康週間とは

国は、毎年3月1日から8日までを「女性の健康週間」と定め、女性の健康に関する知識の向上などの国民運動を展開しています。

子宮頸がんとは

ほとんどがHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染により発生します。患者は20歳代から増え始めて、30歳代までに治療で子宮を失い、妊娠ができなくなってしまう人が年間に約1000人います。HPVは、女性の多くが「一生に一度は感染する」と言われるウイルスです。HPVワクチンでの感染予防や2年に1回の子宮頸がん検診でがんの早期発見、早期治療に繋がしましょう。

キャッチアップ接種とは

2013年から2021年のHPVワクチンの積極的な接種勧奨が差し控えられていた間に、公費での定期接種を逃した方に対して実施する予防接種です。公平な接種機会を確保する観点から、定期接種の対象年齢(小学校6年から高校1年相当)を超えて、改めて公費による無料の接種の機会を提供しています。

実施期限

令和7年3月31日まで

対象者

次の2点を満たす方

- ①平成9年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた女性
- ※平成19年度生まれの方は、通常の接種対象の年齢を超えても実施期間内に接種できます

②過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない女性

※過去に接種したワクチンの情報については、母子健康手帳や予防接種済証などをご確認ください

持ち物

- ・母子健康手帳
- ・健康保険証
- ・予診票

※予診票は、令和4年7月に送付されていますが、紛失などで予診票の再発行を希望する方は、母子健康手帳をお持ちの上、直接または電子申請でことも未来課(iプラザ3階)までお問い合わせください

問い合わせ

検診の申込について

健康増進課(iプラザ3階)

☎ 37-2011 FAX 35-45886

キャッチアップ接種について

ことも未来課(iプラザ3階)

☎ 37-2012 FAX 37-46331



▲キャッチアップ接種



▲電子申請

農地の貸借方法が

変わります

農地の貸借方法を農地バンク事業に一本化

農林水産課
(西庁舎1階)

☎ 0538-37-4813

FAX 0538-37-1184

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法および農地バンク事業（農地中間管理事業）の推進に関する法律が改正され、地域計画策定後（令和7年3月予定）の令和7年4月1日始期日の貸借契約より農地の貸借方法が農地バンク事業に一本化されます。

農地バンク事業とは、農地所有者と耕作者との間に静岡県農業振興公社が入り、農地の貸借契約を行います。所有者は安心して農地を貸すことができ、耕作者は経営規模の拡大や集約化ができることがメリットです。賃借料の支払いは、静岡県農業振興公社が行います。所有者・耕作者それぞれに賃借料の1%＋消費税（賃料が1万円以下の場合、100円＋消費税）の手数料がかかります。

利用権設定（相対）の貸付について

現在、市農業委員会で受け付けている利用権設定（相対）は、令和6年11

月8日（令和7年1月～3月貸借開始分）で受付を終了します。始期および申請期限は表のとおりです。
なお、令和7年3月始期分までの利用権設定については、終期日まで貸借契約期間が継続されます。

貸借始期日	申請期限
7月1日・8月1日・9月1日	令和6年 5月10日(金)
10月1日・11月1日・12月1日	令和6年 8月 9日(金)
1月1日・2月1日・3月1日	令和6年11月 8日(金)

農地バンク事業（農地中間管理事業）の受け付けを随時開始します

書類作成および契約開始までの手続きに時間がかかります。期限に関わらず随時ご相談ください。

貸借始期日	申込期限	書類提出期限
令和6年9月1日	令和6年2月末	令和6年 4月末
令和7年4月1日	令和6年9月末	令和6年 11月末

受付および提出場所

農林水産課、JA 遠州中央各営農店舗

申し込み方法

- ①農地の耕作者または所有者が申請者となり、上記受付場所に申込期限までに貸借希望農地の申請をします。
- ②磐田市の農地台帳および登記簿謄本にて農地情報などを照合し、貸借契約書類を作成します。 ※農地の確認および貸借契約書類の作成には時間がかかりますので、貸借契約書類は後日お渡します
- ③申請者は貸借契約書類へ必要事項を記入・押印し、書類提出期限までにご提出をお願いします。

問い合わせ

県農業振興公社 ☎ 054-250-8989（中遠駐在 ☎ 0538-35-1335）
市農林水産課農地管理グループ ☎ 0538-37-4813
JA 遠州中央営農企画課 ☎ 0538-36-7014



ページ番号
1001466

ごみゼロ 530 を目指そう！

リサイクルステーションをご利用ください

ごみ対策課
(磐田市クリーンセンター内)
☎ 0538-37-4812
FAX 0538-36-9797

磐田市は、家庭から排出されるごみのリサイクルを推進するため、市内5地区でリサイクルステーションを開設しています。ぜひご利用ください(無料)。
※家庭ごみに限り、店舗や事業所から出たごみはご遠慮ください

回収しているもの(13品目)

- ・空き缶
- ・空きびん
- ※割れたびんは埋め立てごみへ。
- ・乾電池
- ※植物性油に限る
- ・廃食用油
- ・ペットボトル
- ・使い捨てライター
- ・プラスチック製容器包装
- ・小型充電式電池
- ※リサイクルマークがあるもの
- ※市指定の不燃ごみ袋に入れる
- ・解体はしない
- ・古紙
- ※新聞、雑誌、雑がみなど
- ・加熱式たばこ
- ・充電式電池が内蔵された機器
- ・古着類

地区	場所	住所	開設日時	
磐田	リサイクルステーション	新島 252-2	月～金曜日(祝日除く)	午前 8 時 30 分～午後 5 時
			毎週日曜日	午前 9 時～11 時
福田	福田交番西向かい	福田 2483	第 2 日曜日	午前 9 時～11 時
竜洋	竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1	第 3 日曜日	
豊岡	豊岡支所南側駐車場	下野部 48	第 3 日曜日	
豊田	磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡 150	第 4 日曜日	

磐田地区のリサイクルステーションでは、右記の8品目も回収し、資源化しています。例えば、ハブラシは植木鉢に、ガラスや陶器は道路資材に生まれ変わります。



磐田地区のみで回収している8品目

- ・ハブラシ
※電動、歯間ブラシは対象外
※汚れたものも軽く洗えば可
- ・羽毛布団
※ダウン率50%以上に限る
※品質表示欄を確認します
- ・インクカートリッジ
※トナーカートリッジは対象外
- ・パソコン(デスクトップ・ノート)
- ・スマートフォン・携帯電話
- ・金属製品(なべ、フライパン、やかん、一斗缶)
- ・ガラス(食器、花瓶、板ガラス)
※割れていても可
- ・陶器(食器、花瓶、植木鉢)
※割れていても可

第4回『雑がみ530スタンプラリー』

みんなで楽しみながら雑がみ(菓子箱、ティッシュ箱、学校プリント・トイレトペーパーの芯・小さな紙切れなど)を分別する習慣をつけましょう。

『雑がみ530スタンプラリー』参加用紙

月	日	枚	月	日	枚
		1			2

- 期間 3月1日(金)～5月30日(木)
 - 対象 市内在住の方(世帯単位でご参加ください)
 - 受付 市内5地区のリサイクルステーション
 - 参加方法
 - ①雑がみを紙袋に30枚以上集める
 - ②雑がみを入れた紙袋をリサイクルステーションに持参し、スタッフに渡して左記の参加用紙にスタンプをもらう(スタンプは1日1つ)
 - ③スタンプが2つ集まったら、しっぺいトイレトペーパーを世帯に1個プレゼント(先着530個)
- ※スタンプラリーへの参加は、各世帯1回限り
※持参日・枚数は各自記入してください
※参加用紙は切り取らずに、このままお持ちください



ワーク・ライフ・バランスを

考えてみませんか

誰もが豊かな生活を送るために

ワーク・ライフ・バランスとは

「仕事と生活(プライベート)の調和」という意味です。

一人一人が豊かな生活を送るためには、性別に関係なく個性と能力を發揮できる環境や、個々のライフスタイルに合わせたワーク・ライフ・バランスを実現することが大切です。

しかし、長時間労働などの労働環境や、男性の家事・育児に対する理解が不十分などにより、誰もが活躍できる社会の実現が難しいのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、自身の働き方や労働環境、日々の生活について考えてみましょう。



ダイバーシティ推進室
(本庁舎 2階)

☎0538-37-2118

FAX 0538-32-2353

笑って考えよう!

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスをテーマに講演会を開催します。

自分自身の仕事や家庭、未来のことについて一緒に考えてみましょう。

とき 3月6日(水) 午後2時～

ところ ワークピア磐田

内容 ① 残業を減らす取組

② 仕事と育児の両立 など

講師 東京大学大学院 教授

瀬地山角氏

定員 200人程度

申込 3月3日(日)までに電子申請

でダイバーシティ推進室へ



▲電子申請

ページ番号

1008587

いわた俳句大会 入賞作品が決定

磐田の魅力詠んだ俳句が集まりました

2部門で1181句

俳句を通じて磐田市の魅力を再発見して、全国に磐田市をPRするため、第9回いわた俳句大会を開催しました。

昨年7～10月に「磐田のお祭り」または「雑詠」を句題として全国に広く俳句の募集をしたところ、1181句が集まりました。

各部門の入賞作品が決定

大会選者の片山由美子氏、高柳克弘氏による選考の結果、一般の部/小中学生の部各20作品の入賞が決定しました。全ての入賞句は、市ホームページからご覧いただけます。

※一般の部310句

小中学生の部871句



▲入賞作品

特選

【一般の部】

片山由美子選 落葉踏む音のかそけ城址かな

市野恵子 (浜松市)

高柳克弘選 メモ取りて巡る遺跡や翳雲

村山裕子 (三島市)

【小中学生の部】

片山由美子選 風鈴の音ただ一つ美術室

鈴木航大 (南都中)

高柳克弘選 ドンカッカ音したしゅんかん祭りだな

川原颯真 (福田小)





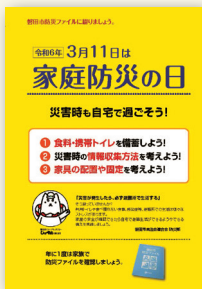
3月11日は

「家庭防災の日」

危機管理課
(防災センター2階)
☎0538-37-2116
FAX 0538-32-0177

災害に備えて家族で話し合いましょ

磐田市自治会連合会では「自らの命は自ら守る」「家族の命は家族が守る」という自助の意識を高めるため、3月11日を「家庭防災の日」と定めています。意識に勝る防災はありません。家庭にある磐田市防災ファイルや全戸配布している家庭防災の日のチラシを活用し、家族で話し合つて次のことを確認しましょう。



▲啓発チラシ

①食料・携帯トイレを備蓄しよう

大規模災害時は、交通網や電気・ガス・水道などのライフラインが寸断され、物流が止まり、スーパーやコンビニでも食料が手に入りにくくなります。また、断水や下水道設備の破損で水洗トイレが使用できない場合があります。1週間分の備蓄をしましょう。

②災害時の情報収集方法を考えよう

大規模災害時は、災害の状況や気象状況、避難するために必要な情報、安否確認など、さまざまな情報が必要となります。情報の収集方法や無事の確認方法について、事前に家族で話し合いましょ。

③家具の配置や固定を考えよう

阪神大震災で亡くなった方の約9割が家具や家電製品などの転倒や家屋の倒壊が原因と言われています。自らの命・家族の命を守るため、また災害後も自宅を過ごせるよう、家具や家電製品などを固定しましょう。

「同報無線の自動音声応答サービス」

☎0120-184-894

同報無線の内容が聞き取れなかったときなど、指定の電話番号に電話をかけていただくことで、放送内容をよりクリアな音質で確認することができます。

災害時の住宅支援

住宅が被災した時は、まずご相談ください

住宅の応急修理制度

災害救助法が適用された災害により被災した住宅について、最低限居住できるように、応急的な修理を行う場合の修理費用を市が業者に直接支払う制度です（上限あり）。

応急修理の申請手続きには、住宅の被災状況がわかる写真が必要となりますので、撮影をお願いしてください。

被災住宅の主な撮影場所

- ・外観（壁、玄関窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなどの破損状況
- ・室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など被災した部屋
- ・ごとの全景および破損状況
- ・設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障状況

※災害時には、被災者につけ込む業者もいますのでお気を付けください

☎当営繕企画グループ ☎37-2706

応急仮設住宅

大規模災害により住宅を失うなどした方に対して提供される、応急的、一時的な住宅のことです。応急仮設住宅には、借上型と建設型の2種類があります。令和4年台風第15号では、市が民間賃貸住宅を借り上げて、借上型応急住宅として、14世帯の方に提供しました。その時の手続きは次のとおりです。

①相談

まずは市にご相談ください

②物件リストの提供

市から希望に沿った物件を紹介します

③契約

被災された方と家主、市または県との間で賃貸借契約を結びます

④生活の開始

家賃などは市または県が直接家主にお支払いします

※実際の災害により手続きは異なります

☎住宅管理グループ ☎37-4851

建築住宅課
(西庁舎2階)
☎0538-37-2706
FAX 0538-33-2050